

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について（議案第30号）

衛生検査課

1 改正の理由

食品衛生法等の改正により、営業許可業種が見直されたことに伴い、当該許可を申請する者から徴収する手数料に関し必要な事項を定める。

2 内容

手数料を徴収する事務、手数料の名称及び金額は、次のとおりとする。

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額 (1件につき)
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業審査手数料	常設のもの 16,000円 仮設のもの 8,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業審査手数料	9,600円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業審査手数料	11,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業審査手数料	11,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による魚介類競り売り営業の許可の	魚介類競り売り営業審査手数料	21,000円

申請に対する審査		
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業審査手数料	9,600円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業審査手数料	21,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業審査手数料	21,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業審査手数料	21,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業審査手数料	21,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業審査手数料	14,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業審査手数料	14,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業審査手数料	21,000円
食品衛生法第55条第1項及び食	清涼飲料水製造業審査手	21,000円

品衛生法施行令第35条の規定による清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	数料	
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業審査手数料	21,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業審査手数料	16,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による冰雪製造業の許可の申請に対する審査	冰雪製造業審査手数料	21,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業審査手数料	16,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業審査手数料	21,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業審査手数料	16,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業審査手数料	16,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業審査手数料	14,000円

する審査		
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業審査手数料	14,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業審査手数料	14,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業審査手数料	21,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業審査手数料	30,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業審査手数料	21,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業審査手数料	30,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業審査手数料	14,000円
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業審査手数料	21,000円
食品衛生法第55条第1項及び食	食品の小分け業審査手数料	16,000円

品衛生法施行令第35条の規定による食品の小分け業の許可の申請に対する審査	料	
食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業審査手数料	21,000円

3 施行期日

令和3年6月1日

食品衛生法改正に伴う営業規制の見直し業種一覧

